

吹田市立教育センター非常勤職員（発達相談員）募集要項

- 1 募集人員 1名
- 2 採用予定 平成29年11月以降
- 3 募集期間 平成29年9月1日（金）～9月22日（金）
- 4 応募資格 作業療法士、又は特別支援教育士の資格を有する者
ただし、次のいずれかに該当する人は、受験できません。
(地方公務員法第16条)
 - (1) 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。）
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (3) 吹田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 5 応募方法 上記期間内に吹田市立教育センターまで所定の申込書及び受験票を持参のこと
(郵送不可)
- 6 勤務条件
 - (1) 所 属 吹田市立教育センター（吹田市出口町2番1号）
 - (2) 勤務内容 発達相談に関わる業務に従事する。
 - (3) 勤務日数 勤務日数は、週4日とする。（土・日曜日を除く）
 - (4) 勤務時間 勤務時間は、週29時間で、原則として午前9時00分から午後5時00分までとする。
 - (5) 勤務場所 吹田市立教育センター、市内各公立幼・小・中学校の巡回
 - (6) 報 酬 月額199,700円 昇給（経験加算）・年次休暇 有
交通費支給 有（上限48,800円）
賞与 無
その他「吹田市教育委員会事務局非常勤職員の報酬に関する規程」による。
 - (7) 委嘱期間 採用日から平成30年3月31日までとする。
(但し、勤務成績が良好な場合は、翌年度内で再委嘱することがある。)
 - (8) 社会保険 健康保険、厚生年金保険、雇用保険
 - (9) その他の勤務条件
吹田市非常勤職員の休暇に関する規程及び教育センター非常勤職員勤務時間等運用基準等による。
- 7 選考方法 口述試験（個別面接）、筆記試験（一般職業適性検査）
- 8 試験日 平成29年9月24日（日）午前9時15分から
- 9 採用通知 採用予定者には、10月13日（金）までに郵送にて通知する。
なお、採用予定者は健康診断を受診することとする。